

農山漁村地域整備計画における事後評価

- 1 整備計画名：豊かな丹後の海と漁村地域づくり計画(その4)
- 2 整備計画年度：令和4年度～令和6年度(3年間)
- 3 事後評価年度：令和8年度

事後評価項目	評価の内容
① 交付対象事業の進捗状況	・ 海岸保全施設整備事業(高潮対策) 竜宮浜漁港海岸地区 令和5年度に完了しました。
	・ 海岸保全施設整備事業(高潮対策) 栗田漁港海岸地区 計画期間内の事業は予定どおり実施、残事業を次期計画で実施予定。
	・ 海岸保全施設整備事業(侵食対策) 伊根漁港海岸(高梨)地区 計画期間内の事業は予定どおり実施、残事業を次期計画で実施予定。
	・ 海岸保全施設整備事業(津波・高潮危機管理対策) 京都府沿岸の漁港海岸地区 計画期間内の事業は予定どおり実施、残事業を次期計画で実施予定。
	・ 海岸保全施設整備事業(津波・高潮危機管理対策) 京都府沿岸の漁港海岸地区 令和6年度に完了しました。
② 事業効果の発現状況	・ 海岸保全施設整備事業(高潮対策) 竜宮浜漁港海岸地区 令和5年度の事業完了により事業効果が発現しました。
	・ 海岸保全施設整備事業(高潮対策) 栗田漁港海岸地区 計画期間内の事業量実施により事業効果が一部発現しました。
	・ 海岸保全施設整備事業(侵食対策) 伊根漁港海岸(高梨)地区 計画期間内の事業量実施により事業効果が一部発現しました。
	・ 海岸保全施設整備事業(津波・高潮危機管理対策) 京都府沿岸の漁港海岸地区 計画期間内の事業量実施により事業効果が一部発現しました。
	・ 海岸保全施設整備事業(津波・高潮危機管理対策) 京都府沿岸の漁港海岸地区 令和6年度の事業完了により事業効果が発現しました。

③ 成果目標の目標値の実現状況	・ 海岸保全施設整備事業(高潮対策) 竜宮浜漁港海岸地区 竜宮浜漁港海岸(三浜)において、背後の住家及び人命の防護を図るため、高潮対策工事を実施し、海岸背後への越波量の低減を図ることにより、被害戸数28戸から0戸を目指す。 → 事業完了により目標を達成しました。 ・ 海岸保全施設整備事業(高潮対策) 栗田漁港海岸地区 栗田漁港海岸において、国土保全、府民の安心・安全、安全な漁業活動のため、海岸保全施設の整備を行い、波浪等による飛沫被害等から背後地1.1haを防護する。 → 【実現状況】47.8% 0.526ha/1.1ha 令和7年度以降、次期計画に引き続き、目標達成に努めます。 ・ 海岸保全施設整備事業(侵食対策) 伊根漁港海岸(高梨)地区 伊根漁港海岸(高梨工区)において海岸保全施設の整備を行い、波浪等による海岸浸食被害から背後地0.28haを防護する。 → 【実現状況】22.2% 0.062ha/0.28ha 令和7年度以降、次期計画に引き続き、目標達成に努めます。 ・ 海岸保全施設整備事業(津波・高潮危機管理対策) 京都府沿岸の漁港海岸地区 令和2年度に国が変更した「海岸保全基本方針」に基づき、府沿岸の海岸所管部局で協力し、令和6年度までには「丹後沿岸海岸保全基本計画」を気候変動による影響を明示的に考慮した新しい計画に変更する。 → 【実現状況】中間(案)作成中 令和7年度以降、次期計画に引き続き、目標達成に努めます。 ・ 海岸保全施設整備事業(津波・高潮危機管理対策) 京都府沿岸の漁港海岸地区 防護対象があるものについて指定対象に追加されたことに伴い、本府においても令和7年度までに高潮浸水想定区域図の作成が義務付けられた。府沿岸の海岸所管部局で協力し、令和6年度中の高潮浸水想定区域図の作成を目指す。 → 事業完了により目標を達成しました。
④ 今後の方針	整備計画年度を令和7年度～令和9年度(3年間)とする新たな計画を樹立し、今後とも漁港施設の整備を進めるとともに、集落を守る防災施設や海岸保全施設を整備することにより、水産業の効率性、生産性の向上と、安全・安心で快適な漁港・漁村の構築を図ることとします。